

移動図書館設置・運営基準

(改正 平成18年4月20日)

この基準は、移動図書館の巡回ステーションの設置および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 移動図書館の目的

倉敷市立図書館を直接利用することが困難な市民に、巡回図書館サービスを行うことを目的とする。

2 巡回ステーションの種別と設置の基準

(1) 個人貸出し巡回ステーションの設置

個人貸出し巡回ステーションとは、住民の日常生活圏に巡回ステーションを設け、貸出し返却等の図書館サービスを行うものであり、次の要件を考慮のうえ決定する。

- ・図書館よりおおむね1.5km圏外であること。
- ・1回の巡回でおおむね15人以上か、30冊以上の利用が見込めること。
- ・図書の貸出しができる安全な駐車場所があり、30分以上にわたって一定の場所に駐車できるよう、所有者および管理者の了解が得られていること。
- ・駐車場所は原則として、公園または空き地、公共施設等の敷地内とし、路上には設けない。
- ・巡回ステーションの設置については、代表者が書式（別紙様式）により申請すること。
- ・代表者は、緊急時に連絡がとれること。
- ・その他、館長が必要とする条件を満たしていること。

(2) 団体貸出しステーションの設置

団体貸出し巡回ステーションとは、施設の要望により移動図書館車で運行し、その施設の利用者に貸出または配本サービスを行うものであり、次の要件を考慮のうえ決定する。

- ・図書館よりおおむね1.5km圏外であること。
- ・1回の巡回でおおむね15人以上の利用または30冊以上の貸出しが見込めること。
- ・施設の敷地内に図書の貸出しができる安全な駐車場所があり、30分以上にわたって一定の場所に駐車できるよう、所有者および管理者の了解が得られていること。
- ・巡回ステーションの設置については、施設の代表者が書式（別紙様式）により申請すること。
- ・その他、館長が必要とする条件を満たしていること。

3 巡回ステーションの決定

- ・巡回ステーションは年度ごとに見直し、毎年1月末までに決定する。
- ・巡回ステーションは、原則として年度途中の変更は行わない。

4 巡回図書館サービス

- ・移動図書館が行う巡回図書館サービスとは、利用者登録、資料の貸出し、返却資料の予約、相談の受け付け、読み聞かせ等の奉仕業務をいう。
- ・巡回図書館サービスは、本館ほか地区館のサービスと同等のものとする。
- ・移動図書館車には積載冊数に限界があるため、利用者の要望の多い分野の資料や新刊書を積載し魅力ある資料構成になるよう配慮する。
- ・巡回予定表を作成し、各ステーションや市広報、ホームページ等を活用し、巡回図書館サービスの普及に努める。